

92 国交省から健康状態の確認の再通知

92 国交省から健康状態の確認の再通知

昨年12月25日、国交省は事業用自動車向けに健康状態の確認の再徹底を促す通知を出しました。実はこの通知は、平成22年7月「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」として初発出され、その翌23年10月に「再徹底」通知が出ています。つまり、昨年末の3回目を含め、毎年「再徹底」の通知が出ていることとなります。ちなみに今回の通知の背景には、12月23日に起きた乗り合いバス運転者の意識消失による大事故がありました。

このように国交省が、「健康管理」にまで踏み込んできたことに対し、10年以上前から「事故防止は健康管理から」のコンセプトの元、健康管理の重要性を訴え続けていた私にとっ

ては、「やっとここまで…」との思いがあります。その一方、

中小企業が90%以上を占めるトラック業界には、安全衛生法に基づき健康診断すら受けていない事業者が存在し、健康問題はまたスタート地点との感もあります。

通知の概要は、①点呼時における病気の確認、薬の服用状況の確認②労働安全衛生法による健康診断の実施と確認③マニュアルに基づいた健康状態の把握、教育、生活習慣の改善等となっています。

詳細は国交省のHPでも紹介されていますので、ぜひご覧になってください。ただ率直なところ、専門的な用語も多く一般の方には少し分かりにくいのではないかと思います。例えば、「健診結果に基づき有所見率」という言葉の意味、即座に答えられる

人は何人いるでしょうか。有所見率とは「健診結果において何らかの異常がある人の割合」のことをいいますが、一般的に使われる言葉ではないですね。

■事故防止に定期健康診断の活用を

この「有所見率」、23年の全産業平均は52・7%、運輸交通業は60・9%で、「運輸業で働く人の6割に何らかの異常があり、他産業に比べて悪い」ことを表わしています。しかもこのことは、健康起因事故の頻度に直結することから、全ト協、各都道府県のトラック協会でも、健康診断の受診率アップと、健康診断を活用した健康管理の重要性を強く訴えています。健康起因事故を防止するためには、まず全員の定期健康診断の受診と、結果に基づき運転業務の可否判断にあります。

しかし、中小企業の場合は経費面での難しき、マンパワー不足に加え、情報入手や社員教育面でも限界があります。通知の発出と同時に、そろそろ実践的な支援体制が求められているのではないのでしょうか。



《全日本トラック協会・大阪府トラック協会
SAS検査受託機関》

NPO 法人 ヘルスケアネットワーク
(OCHIS)

副理事長 作本 貞子

「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表

TEL : 06-6965-3666

FAX : 06-6965-5261

東京オフィス TEL : 03-3295-1271

E-mail sakumoto@ochis-net.com

HP <http://sas.ochis-net.jp/>

(次回は3月11日号に掲載)